

新愛知県がんセンター P F I アドバイザリー業務
公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

- (1) 業務名
新愛知県がんセンター P F I アドバイザリー業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容
別紙 仕様書のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から 2027 年 3 月 31 日(水)まで
- (4) 事業費
265,683 千円以内（消費税及び地方消費税の相当額を含む）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次のア～キを全て満たす単体企業であることを要する。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 参加表明書を提出する日の前日までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ウ 参加表明書を提出する日の前日までの間、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- カ 2024 年度及び 2025 年度の愛知県会計局の入札参加資格者名簿の「業務（大分類）03. 役務の提供等」、「営業種目（中分類）07. 調査委託」に登録されている者であること。
- キ 過去 10 年間（2025 年 4 月 1 日の 10 年前から参加表明書を提出する日の前日まで）に、国、地方公共団体又はこれらに類する団体※が整備する施設に係る「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)」に基づいて実施される事業（以下「P F I 事業」という。）で、P F I アドバイザリー業務（愛知県 P F I 導入ガイドライン「アドバイザーの選定」で例示される、事業計画の構築に関する支援、P F I 事業の手続きに関する支援、民間事業者選定に関する支援及び契約に関する支援を総合的に実施する業務）を元請けとして行った実績（完了した業務に限る。支援先と P F I 事業者との契約が終了しているかどうかについては問わない。）があること。また、共同企業体の構成員としての実績（出資比率は問わない。）も認める。

※ これらに類する団体

- ・ 地方自治法第 284 条に定める地方公共団体の組合
- ・ 地方道路公社法第 1 条に定める地方道路公社
- ・ 地方住宅供給公社法第 1 条に定める地方住宅供給公社
- ・ 独立行政法人通則法第 2 条に定める独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人法第 2 条に定める地方独立行政法人
- ・ 国立大学法人法第 2 条に定める国立大学法人

3 技術提案書を特定するための評価基準

別紙評価基準による。

4 手続等

(1) 参加表明書の提出期間、提出方法及び提出先

① 提出書類

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

- ア 参加表明書（様式 1－1）
- イ 業務実施体制（様式 1－2）
- ウ 総合アドバイザーの業務実績（様式 1－3）
- エ 法務・財務・技術アドバイザーの資格及び業務実績（様式 1－4 (a) (b)）
- オ 法務・財務・技術アドバイザーを雇用する会社の業務実績（様式 1－5 (a) (b)）
- カ 総合アドバイザーを雇用する会社の業務実績（様式 1－6）

② 提出部数

正本 1 部、副本 1 部（副本は正本の写し）

③ 提出期間

2025 年 5 月 19 日(月)から 2025 年 6 月 4 日(水)まで

なお、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とし、郵送（一般書留に限る。）により提出する場合は、2025 年 6 月 4 日(水)必着とする。

④ 提出方法

持参又は郵送（一般書留に限る。）により提出すること（電子メール又はファクシミリでの提出は認めない。）。

⑤ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県保健医療局 健康医務部 健康対策課 新がんセンター整備グループ

⑥ 質問及び回答

参加表明書に関する質問は、任意様式により電子メールで提出すること。なお、受信確認のため、電子メール送信後に質問を提出した旨の電話連絡をすること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

2025 年 5 月 19 日(月)から 2025 年 5 月 27 日(火)午後 5 時まで

イ 提出先（連絡先）

愛知県保健医療局 健康医務部 健康対策課 新がんセンター整備グループ

メール kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

電話 052-954-7540（ダイヤルイン）

ウ 質問の回答

2025 年 5 月 29 日(木)までに県ホームページへ掲載する。

⑦ 審査・選定

期限までに提出された参加表明書による形式審査を実施し、参加資格要件等を満たす場合は技術提案書の提出を求める。なお、参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）が 6 者以上の場合は、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を上位 5 者程度選定する。

⑧ 通知

審査結果については、全ての参加表明者に対し、2025 年 6 月 6 日(金)までに電子メールで通知する。提出要請者には技術提案書提出要請書を併せて電子メールで送付する。

(2) 技術提案書の提出期限、提出方法及び提出先

提出要請者として選定された参加表明者は、下記により技術提案書を提出すること。

なお、技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項は、別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」による。

① 提出書類

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

ア 技術提案書の提出について（様式 2-1）

イ 公募型プロポーザル技術提案書（様式 2-2）

ウ 業務実施方針及び技術提案（様式 2-3）

エ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）

② 提出部数

正本 1 部、副本 1 部（副本は正本の写し）

※ 様式 2-2 及び 2-3 については事業者名、氏名、ロゴマーク、業務実績のある施設の名称等、応募者が特定できるものを記載しないこと。

③ 提出期間

技術提案書提出要請書到着後から 2025 年 6 月 16 日(月)まで

なお、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とし、郵送（一般書留に限る。）により提出する場合は、2025 年 6 月 16 日(月)必着とする。

④ 提出方法

4(1)④に同じ。

⑤ 提出先

4(1)⑤に同じ。

⑥ 質問及び回答

4(1)⑥に同じ。

⑦ 審査・特定

プレゼンテーション審査を実施した上で、提出された技術提案書について評価を行い、当該業務について技術的に最適なものを特定する。プレゼンテーション審査の概要は以下のとおり。

ア 審査日

2025 年 6 月 19 日（木）予定

1 者あたり 15 分程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

イ 会場

愛知県庁内会議室（予定）

ウ 注意事項

(ア) 審査の詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知する。

(イ) プレゼンテーション資料は、公募型プロポーザル技術提案書、業務実施方針及び技術提案（様式 2-2、2-3）のみとし、パソコン、プロジェクター等の機器は使用できない。

(ウ) プレゼンテーションに参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。

⑧ 通知

審査結果は全ての技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）に対し、後日電子メールで通知する。

(3) 受託者選定委員会の設置

受託者の選定を行うため、受託者選定委員会を設置する。(1)⑦では県事務局が書面審査を行い、(2)⑦では選定委員がプレゼンテーション審査を行う。

(4) 非選定等の理由に関する事項

参加表明者のうち当該業務について提出要請者として選定されなかった者又は提案者のうち技術提案書が特定されなかった者に対しては、選定又は特定されなかった旨と、その理由（非選定等の理由）を通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、愛知県知事に対して非選定等の理由について説明を求めることができる。

5 参考見積書の提出

- (1) 技術提案書を踏まえて必要経費を算出し、技術提案書とともに参考見積書を提出すること。
- (2) 委託先として特定された場合は、積算の参考とするために、必要な場合は再度見積もりを依頼することがある。
- (3) 参考見積書は業務内容全体に対して作成すること。なお、単価、工数、回数、再委託経費など内訳についても可能な限り詳しく記載すること。

6 関連資料の閲覧及び申込書の提出

本業務の参考となる関連資料の閲覧を希望する場合は、「業務関連資料閲覧申込書兼秘密保持に関する誓約書（様式4）」を提出すること。なお、「2 参加資格要件」のうち、力を満たさない者の閲覧は認めない。

(1) 提出期間

2025年5月19日(月)から2025年6月9日(月)午後5時まで

なお、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送（一般書留に限る。）により提出する場合は、2025年6月9日(月)必着とする。

(2) 提出方法

4(1)④に同じ。

(3) 提出先

4(1)⑤に同じ。

(4) 閲覧方法

閲覧申込書の提出後に別途指示する。

7 説明会の開催

この募集要項に関する説明会を以下のとおり開催する。

(1) 日時

2025年5月26日(月)午後2時から（30分程度を予定）

(2) 形態

オンライン形式（Microsoft Teams による）

(3) 参加申込方法

参加希望者は、2025年5月26日(月)午前10時までに、電子メール本文に①法人名、②参加代表者氏名、③連絡先(電話番号)、④メールアドレスを記載の上、申し込むこと。

(4) 送信先アドレス

kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

8 業務契約

(1) 契約の締結

特定された提案者から見積書を徴取した後、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、この手続に参加した者が、参加表明書等の提出期限の日から契約の締結の日までの間に、愛知県から指名停止の措置を受けた場合は、その者については当該手続に係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 契約の履行

契約の履行に当たっては、愛知県と十分協議して進めるものとする。

(4) 支払方法

精算払いとする。ただし、2025 年度に業務を完了した部分に相応する委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、契約書に定めるところにより部分払いを請求することができる。

2025 年度の支払限度額は 135,867,600 円とし、残額については 2026 年度予算から執行する。

9 スケジュール（予定）

2025 年 5 月 19 日(月)	募集要項等の公表
2025 年 5 月 27 日(火)	質問の受付期限
2025 年 6 月 4 日(水)	参加表明書の提出期限
2025 年 6 月 6 日(金)	技術提案書提出要請書送付、選定又は非選定に係る通知書送付
2025 年 6 月 16 日(月)	技術提案書の提出期限
2025 年 6 月 23 日(月)	技術提案書の特定又は非特定に係る通知書送付
2025 年 6 月 30 日(月)	契約

10 その他

(1) 次のいずれかに該当するときは、その参加者の参加表明書及び技術提案書は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が参加したとき。
- ② 1 者で複数の参加表明書の提出があったとき。
- ③ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ④ 事実と反する参加申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ⑤ 提案者が当該公募に対して二つ以上の提案をしたとき。
- ⑥ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき並びに参加者及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(2) 参加表明書の業務実施体制は、変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上のアドバイザーであるとの承諾を愛知県から得るものとする。

(3) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各参加者及び提案者の負担とする。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

(4) 要求している内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(5) 提出期限以降における提出書類の差し替え、追加又は再提出は認めない。

(6) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとするが、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。

(7) 参加表明書の選定及び技術提案書の特定に係る審査の経過等については非公開とし、問合せ

には応じない。

- (8) 提出及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (9) この要項に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、愛知県が定める。
- (10) 本業務の受注者（再委託又は下請などのものを含む）は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施工、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画を禁止する。また、上記の者と、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とする。

11 問合せ先

愛知県保健医療局 健康医務部 健康対策課 新がんセンター整備グループ

電 話 052-954-7540（ダイヤルイン）

メール kenkotalisaku@pref.aichi.lg.jp

評価基準

○参加表明書の評価

評価項目			配点
大項目	中項目	小項目	
業務実施体制	①アドバイザーの資格、実績及びそれらを雇用する会社の実績	ア 総合アドバイザーの業務実績	
		主担当(メイン)の実績	20
		副担当(サブ)の実績(2人)	各 10
		イ 法務・財務・技術アドバイザーの資格	20
		ウ 法務・財務・技術アドバイザーの業務実績	10
		エ 法務・財務・技術アドバイザーを雇用する会社の業務実績	10
	②参加者の業務実績	ア 総合アドバイザーを雇用する会社の業務実績	20
	小計		100

○技術提案書の評価

評価項目			配点
大項目	中項目	小項目	
参加表明書の評価			100
技術提案能力	①実施体制	ア 適切なアドバイザリー体制	20
		イ アドバイザーの責任区分	10
		ウ 緊急時の連携体制	10
	②実施方針	ア 事業計画の構築支援	50
		イ PFI の手続支援	20
		ウ 事業者選定委員会の運営支援	10
		エ 落札者の決定に関する支援	10
		オ その他支援	20
	③実施工程	ア 合理的な事業工程検討	16
		イ アドバイザーの業務への関与	4
		ウ 業務工程計画	10
	小計		180
社会的価値の実現に資する取組			20
合計			300

○技術提案能力（技術提案書）の評価基準

評価項目			評価の観点	配点
①実施体制	ア 適切なアドバイザー体制	アドバイザー選定基準	・各アドバイザーを、資格・能力・経験により適切に選定している。	10
		チーム・組織体としての能力、特長	・チーム、組織体としての能力と特長が明確で、チーム・組織内の連携が十分見込める。	10
	イ アドバイザーの責任区分	総合アドバイザーの業務範囲	・総合アドバイザーの業務範囲が明確であり、業務を統括する立場である旨が記載されている。	6
		各アドバイザーの業務範囲・責任分担	・各アドバイザーの業務範囲及び責任が明確に分担されている。	4
	ウ 緊急時の連携体制	緊急時の連絡体制、業務支援体制	・至急の対応など緊急時の連絡体制が十分に構築されており、バックアップ等迅速な対応が期待できる。	6
		総合アドバイザー不在時の対応	・業務遂行への支障を最小限に抑制可能な内容である。	4
②実施方針	ア 事業計画の構築支援	P F I 事業範囲の設定や制度設計の検討	・他の病院P F I の事例を踏まえて、検討における留意点が具体的に記載されている。	10
		県負担を軽減させる具体的手法の検討	・県負担軽減の手法が効果的であり、現実的な内容である。	10
		各種P F I 方式の検討	・B T O方式やB T +公共施設等運営権方式など複数のP F I 方式について、事業分割も踏まえ、具体的に留意点が記載されている。	10
		医療機器や諸室などのヒアリング	・想定されるヒアリング対象、整理する情報、時期等が明記されており、留意点も具体的に記載されている。	10
		収益施設の検討	・現実性、斬新性、収益性を踏まえた検討方針や留意点が示されている。	10
	イ P F I の手続支援	実施方針(案)及び要求水準書(案)作成	・効果的な支援内容となっており、留意点が具体的に記載されている。	10
		事業契約書(案)作成、リスク負担の検討	・検討手法が具体的であり、かつ、適切なリスク負担の設定が期待できる。	10
	ウ 事業者選定委員会の運営支援	事業者選定委員会での役割、開催時期等	・事業者選定委員会の公平性、客観性を踏まえ、効果的かつ適切な支援内容が記載されている。 ・実施方針公表前、特定事業の選定前、事業者選定などにおける事業者選定委員会の開催時期が適切である。	10
	エ 落札者の決定に関する支援	落札者の決定に係る資料作成	・効果的な支援内容となっており、留意点が具体的に記載されている。	10
③実施工程	ア 合理的な事業工程検討	議会や2028年度の着工を見据えた業務工程	・議会の議決が必要な事項(入札公告前の債務負担行為、本契約)を想定しており、かつ、無理のない業務工程である。	10
		複数事業の可能性を踏まえた業務工程	・複数事業により構成される可能性を踏まえ、業務工程が現実的かつ適切に想定されている。	6
	イ アドバイザーの業務への関与	各アドバイザーが関与する具体的な時期	・契約条件の整理など、法制面における課題対応への関与が適切に記載されている。 ・実施方針策定における収支シミュレーションなど、財政面の課題対応への関与が適切に記載されている。 ・要求水準書作成における施設条件、性能要件などの技術面の課題対応への関与が適切に記載されている。	4
	ウ 業務工程計画	中間報告、成果物の提出時期	・提出時期が適切である。	4
		P F I 法で定める手続きの工程	・実施方針公表や入札公告までの準備工程が適切である。	6

○社会的価値の実現に資する取組の評価基準

評価項目	評価基準	配点
環境に配慮した事業活動	①ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか ②自動車エコ事業所の認定を受けているか ③あいち生物多様性企業認証を受けているか	4点
障害者等への就業支援	①障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする） ②保護観察所に協力雇用主としての登録を受けているか ③保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか ④障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか	4点
男女共同参画社会の形成	①女性の活躍促進宣言を提出しているか ②あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか ③えるぼし認定・プラチナえるぼし認定を受けているか	4点
仕事と生活の調和	①愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか ②あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか ③くるみん認定・トライくるみん・プラチナくるみん認定を受けているか ④愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか	4点
その他	①あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか ②愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか ③愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか ④パートナーシップ構築宣言文を公表しているか	4点
合 計		20点